

災害時における児童の安全確保について

1 岡崎市の気象区分

愛知県全域>愛知県西部>西三河南部>『岡崎市』

* 警報・注意報等の確認方法は以下の方法がある。

- ・防災ラジオや市の防災緊急メール(要登録)
- ・テレビ、ラジオ、ホームページ(市、気象庁)

2 台風等異常気象時の対応

① 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

○児童生徒の登校する以前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。

イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし登校させないこともできる。

○児童生徒の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童生徒の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

② 「特別警報」が発表された場合

○児童生徒の登校する以前に岡崎市に特別警報が発表されている場合

ア 児童生徒を登校させない。

イ 特別警報解除後も、学校は災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒は安全に登校できると判断できるまでは、登校しない。

○児童生徒の登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合

ア 児童生徒の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとする。また、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集を行う。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

③ 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」が発表された場合

種類	児童生徒の登校する以前	児童生徒の登校後
レベル5「特別警報」	自宅待機	学校留め置き 校内の高い場所または崖から離れた場所へ移動
レベル4「危険警報」	自宅待機	学校留め置き 校外の避難場所への移動 保護者への引き渡し等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業
レベル2「注意報」	平常授業	平常授業

④ 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により土砂災害、河川氾濫など、児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

ア 校長は、学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。

イ 校長は、児童生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とし登校させない。

ウ 校長は、学校周辺及び児童生徒が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童生徒を校内待機とし下校させない。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

エ 児童生徒の登校については、各家庭の周辺の状況等を確認の上、保護者の可否判断も必要であることを伝えておく。登校が難しい場合は、登校を見合わせる旨と理由を学校へ連絡することを依頼

し、居所を明らかにする。

2 地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の岡崎市の学校における授業等の取扱いについて

1 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

○児童生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

○原則として、通常どおりの教育活動を行う。

○校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

○原則として、通常どおりの教育活動を行う。

○校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

○児童生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。

○校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。

○部活動については、実施しない。

○校長は、学校立地条件(土砂災害警戒区域なども含む)や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とすることができる。

※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

5 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

○通常どおりの教育活動を行う。

※土砂災害警戒区域については、学校等の状況に応じて、対応する。

6 その他

(1) 発災時の基本的な対応

- ・危機管理マニュアルに沿って行動し、児童生徒の安全確保に努める。
- ・落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するよう努める。
- ・校舎、体育館、運動場など、校内外の被害状況を把握する。
- ・避難所開設時は、避難所運営委員会長の依頼を受けて、適切に対応する。
- ・児童生徒の安否確認、授業再開の準備等、被害の状況に応じて適切に対応する。
- ・児童生徒が在校時は、必要に応じて学校や児童生徒の様子を保護者に連絡をしたり、引渡しの依頼をしたりする。(※事情によって下校できない場合は、学校の安全な場所で待機する。)
- ・児童生徒が在宅時は、臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。

3 その他

- ・災害時等、保護者の皆様に迎えを依頼する場合があります。学校情報メール・学校ホームページを通してお知らせします。こうした場合には、できる限り早く迎えに来てください。また、災害時等には、こどもの家の利用も原則できませんので、ご承知おきください。